

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該右欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成29年12月7日認可した。

平成29年12月15日

香川県知事 浜 田 恵 造

土地改良区名	土地改良事業名
香川町浅野土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）坂下地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）万塚地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）新池地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）東赤坂地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）下西荒地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）渡池地区